

令和7年4月10日
記者会見
公開

令和7年4月2日
部長会議資料

1

川合新田水源の今後の対応について

上下水道局浄水課

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

- 名 称 長野市川合新田水源の取水方法等検討専門家会議
- 目 的 川合新田水源の将来に向けた安全性を担保した効果的な取水方法等の検討
- 任 期 令和5年6月27日から2年間
- 構 成 員
- ・地下水、環境、地下水汚染又は水道事業に関し、優れた識見を有するもの
 - ・その他管理者が必要と認めるもの

任務内容

- ・川合新田水源地周辺の地下水に係る調査に関すること
- ・調査結果の評価に関すること
- ・川合新田水源地の取水方法等の検討に関すること
- ・その他川合新田水源地での取水等に関し管理者が必要と認める事項

意 見 書 第5回専門家会議でとりまとめられ、市長へ提出(令和7年2月19日)

- 1 川合新田水源の状況
- 2 地下水調査結果の評価
- 3 専門家会議からの意見
 - ① 対策の方針
 - ② 国の動向を踏まえた今後の対応
 - ③ PFOS及びPFOA並びにPFHxSの継続監視
 - ④ 積極的な情報公開と住民、関係機関との連携

1 川合新田水源の状況

【長野市の対応経過】

令和	月 日	長野市の対応経過
2年	4月1日	【厚生労働省】水質管理目標設定項目 目標値(暫定)50ng/L
	9月15日	寺尾給水栓水 目標値超過 58ng/L が判明(8/25 採水した水道水)
	10月6日	川合1,4号井 目標値超過が判明し、翌日に川合1, 4号井 取水停止 (9/17 各井戸の採水)
	12月3日	上下水道局の緊急対応と調査結果をホームページにて公表
3年	3月15日	管理基準を25ng/L未満に定め監視を強化
5年	2月15日	今までの上下水道局の対応について、市定例記者会見で公表
	7月10日	第1回 取水方法等検討専門家会議 地下水調査業務の内容に関する審議
6年	1月19日	第2回 取水方法等検討専門家会議 地下水調査の中間報告、観測孔の設置位置に関する審議
	8月7日	第3回 取水方法等検討専門家会議 地下水調査の中間報告、取水方法等に関する審議
	12月20日	第4回 取水方法等検討専門家会議 地下水調査結果の報告、取水方法等に関する審議
7年	2月19日	第5回 取水方法等検討専門家会議 意見書の提出

【国の対応】

厚生労働省

令和2年 4月 PFOS及びPFOAを水質管理目標設定項目 暫定目標値(合算値)50ng/Lに設定

内閣府(食品安全委員会)

令和6年 6月 有機フッ素化合物(PFAS)評価書の決定(耐容一日摂取量20ng/kg体重/日)

環境省(水質基準逐次改正検討会)

令和6年12月 PFOS及びPFOAの水質基準項目への格上げ等の見直しが示された

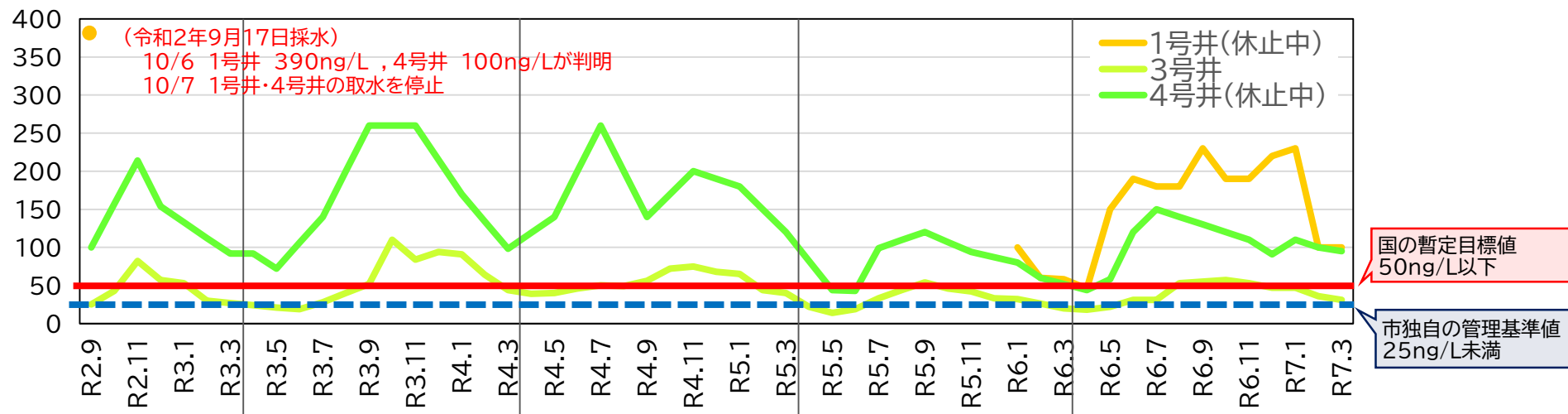
環境省

令和8年 4月 水道法に基づく省令の改正(PFOS及びPFOAの格上げ等)を予定

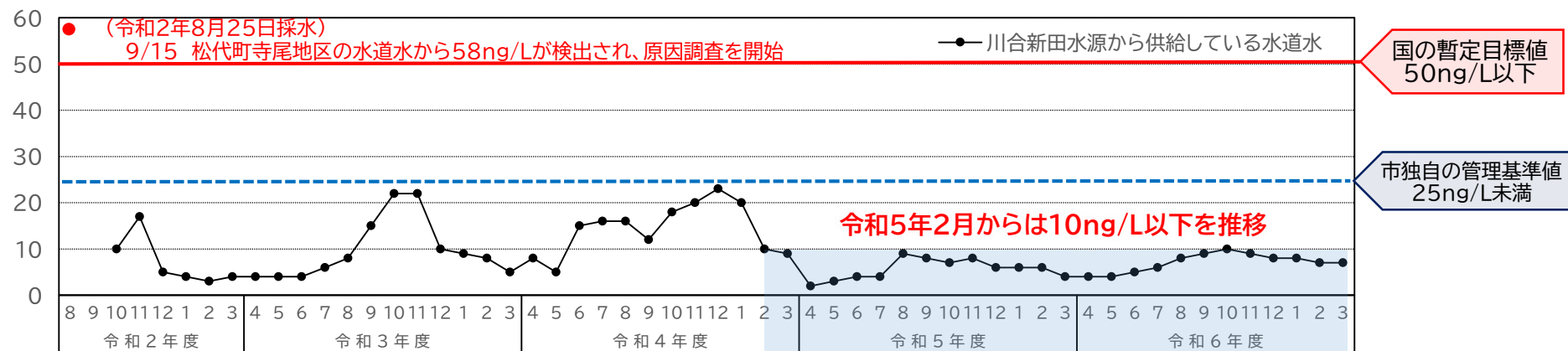
【PFOS及びPFOAの検出状況】

4

原水(井戸6本の内、高濃度井戸3本を抜粋)



水道水(川合新田水源から供給)



- 令和3年3月に定められた市独自の管理基準の超過は一度もなく、水道水の安全性は確認できていると評価された。

【予備力がない状態で運転】

5



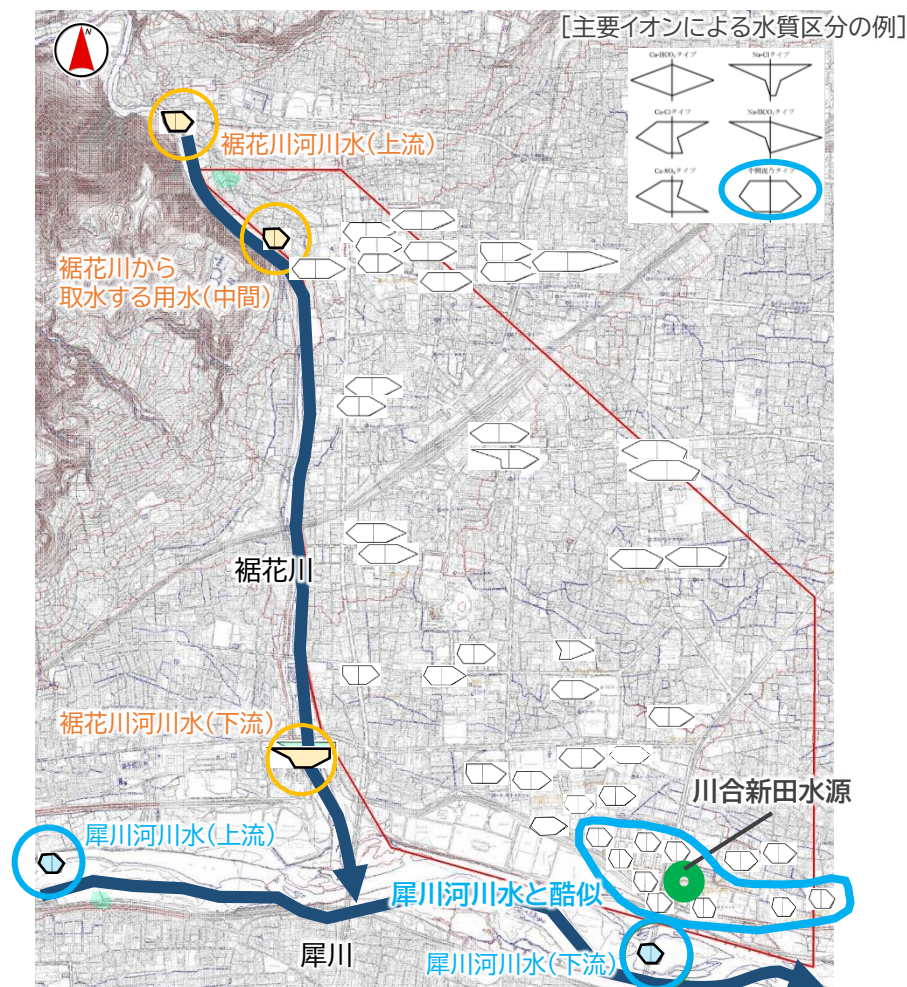
取水井戸	取水量	従来の運用	有機フッ素化合物 暫定目標値超過	5号井更生工事	現 状
1号井	(200m³/h)	20h/日	×		
2号井	125m³/h	20h/日	22h/日	23h/日	20h/日
3号井	120m³/h	20h/日	22h/日	23h/日	20h/日
4号井	(200m³/h)	20h/日	×		
5号井	365m³/h	10h/日	22h/日	×	20h/日
6号井	340m³/h	10h/日	22h/日	23h/日	20h/日

- 水源地内の既存井戸(2本)の停止により、予備力(緊急時の対応容量)がない。
- 井戸・ポンプ設備の稼働時間が長く、過剰な負荷がかかっている。
- ポンプの故障などのリスクが高い。

【地下水の流動】

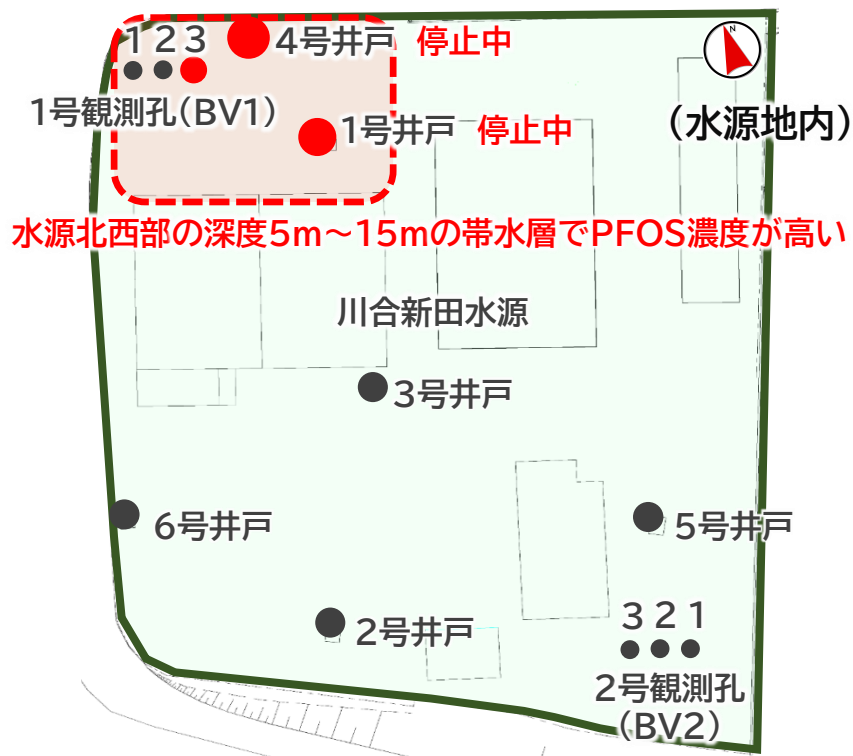


【水質分析(主要イオン等)】

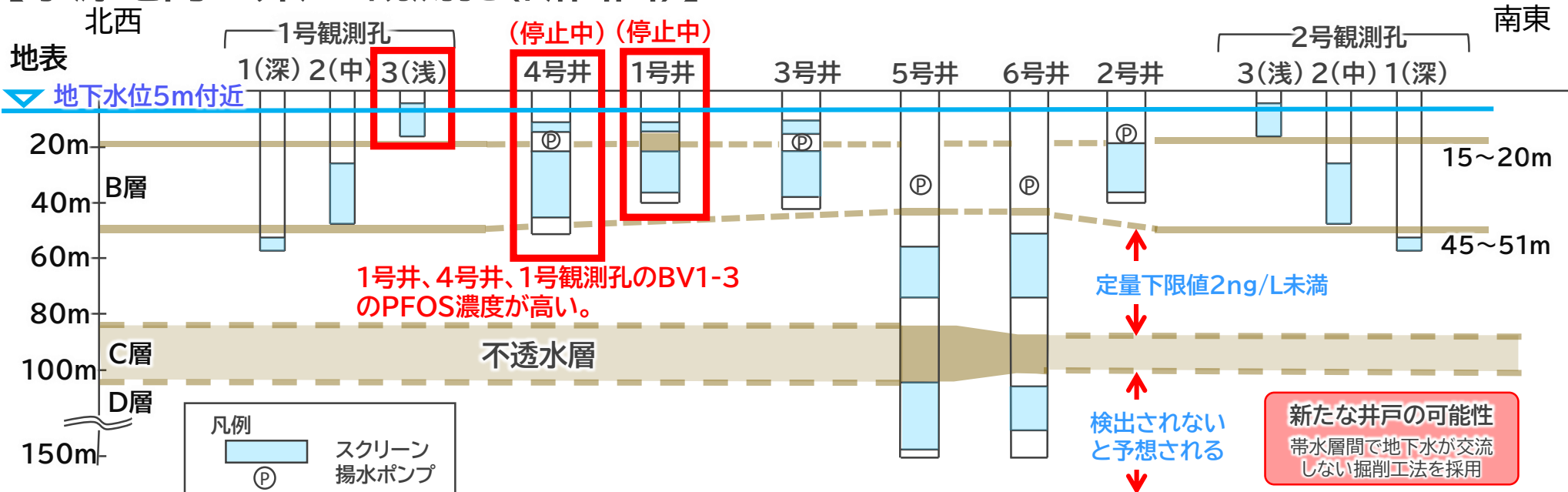


- 川合新田水源周辺の地下水は、犀川河川水の主要イオンの形状と酷似
- 犀川水系の地下水が主たる涵養源

7



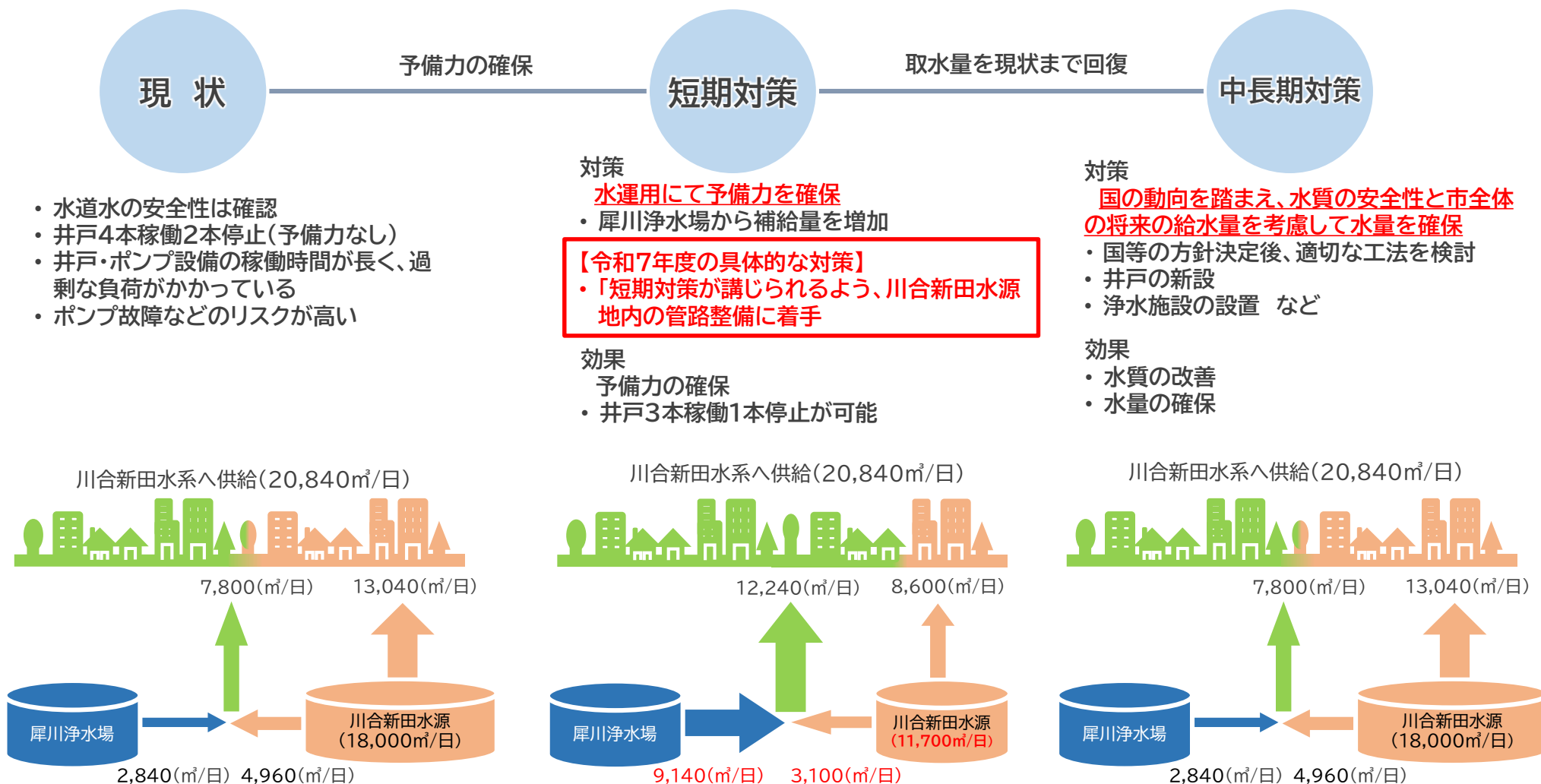
北西



3 専門家会議からの意見

① 対策の方針

- 安全安心な水道水を供給するため、国の動向を注視し、適切な対応を実施すること。
- その上で、局が示した「短期対策」と「中長期対策」に分けて対策を講じる方針について妥当と評価



②国の動向を踏まえた今後の対応

【市独自の管理基準】

- 市独自の管理基準値25ng/L未滿は、仮に給水栓で基準値を超過した場合においても、水質基準値50ng/Lに到達する前に対応が可能な設定値から妥当と評価
- 水質基準値の見直しや新たな有機フッ素化合物が追加された場合には、管理基準の見直し等の検討を行うこと。

【環境省における有機フッ素化合物の検討】

令和7年2月6日開催の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会「水道水質・衛生管理小委員会検討会」において、水道水におけるPFOS及びPFOAの取り扱いの改正方針が示された。

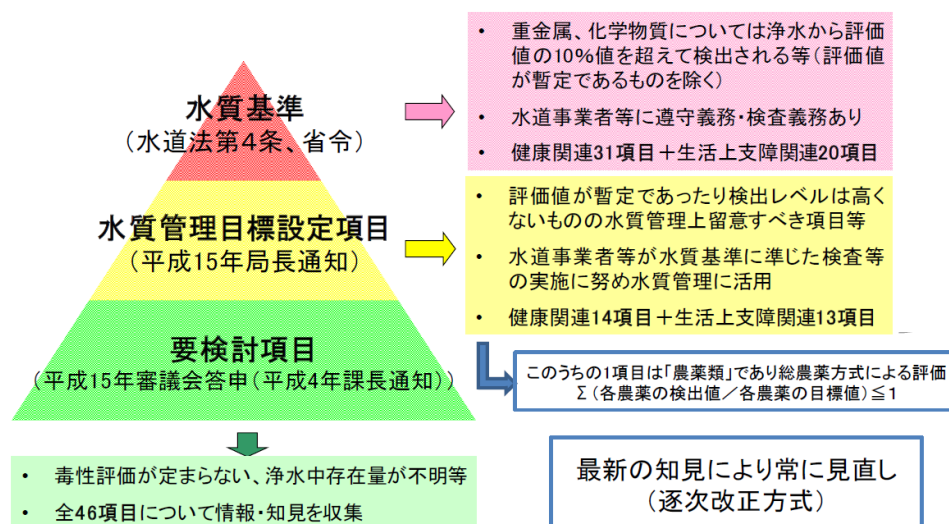
国が示す改正方針(案)

【PFOS及びPFOA】

- 水質管理目標設定項目を水質基準項目に格上げ
- 水質基準値は、合算値として50ng/L

【PFAS群】

- PFHxSは、引き続き要検討項目
- PFBS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、GenXをPFAS群として要検討項目に新たに追加



- 令和8年4月1日 水道法に基づく省令の改正(PFOS及びPFOAの格上げ等)を予定**

⇒ 3ヶ月に1回の水質検査が義務化(※ 現在も川合新田水源系の給水栓では1ヶ月に1回の水質検査を実施)

③PFOS及びPFOA並びにPFHxSの継続監視

【汚染原因について】

- ・ 50年以上にわたる季節変動、降雨、地下水流動、ポンプによる地下水のくみ上げなど、様々な要因が絡み合った循環システムの中にあることから、特定には時間を要する。
- ・ 引き続きモニタリングを継続し、必要に応じた追加調査、解析の検討を行うこと。

④積極的な情報公開と住民、関係機関との連携

【積極的な情報公開】

- ・ 積極的な情報発信により住民への周知を図り、有機フッ素化合物に関する対応状況及び水質検査結果について、ホームページ等による情報公開を継続すること。

【住民、関係機関との連携】

- ・ 住民、市、関係機関と連携して対応していくことが重要。

令和7年度の具体的な対策

- ・ 水源地内の井戸6本と周辺部を含めた観測孔10箇所で水質のモニタリングと、ホームページ等による結果の公表を継続して実施。

1 対策の方針

- ・ 短期対策が講じられるよう、令和7年度から川合新田水源地内の管路整備に着手

2 国の動向を踏まえた今後の対応

- ・ 市独自の管理基準25ng/L未満を基本とした監視の強化と対策
- ・ 国の動向を注視し、基準値変更や追加物質が生じたときに、管理基準の見直しを検討

3 PFOS及びPFOA並びにPFHxSの継続監視

- ・ 令和7年度以降も水源地内の井戸6本と周辺部を含めた観測孔10箇所では水質のモニタリングと、ホームページ等による結果の公表は継続して実施する。

4 積極的な情報公開と住民・関係機関との連携

- ・ これまでと同様に積極的な情報発信に努め、庁内の関係部局をはじめ、市民の皆さま、関係機関と連携し、対応していく。